

青少年インターネット環境整備基本計画 フォローアップ結果（平成22年度）について（概要）

総括

- 平成21年度に引き続き、基本計画に基づく施策を着実に推進。

1. 教育及び啓発活動の推進

1. 学校における教育・啓発の推進

- － 情報モラル教育を推進するため、教員等のための専門的研修を実施し、具体的な授業の進め方の例などを示した「情報モラル教育実践ガイダンス」を公表。〔文科〕
- － 保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用に関する啓発講座を実施。〔警察、総務、文科、経産〕

2. 社会における教育・啓発の推進

- － 安心ネットづくり促進協議会における全国各地域での啓発活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務〕
- － 違法・有害情報に関する現状や取組について、ポータルサイトを活用し、随時必要な情報提供を実施。〔内閣官房（IT）〕

3. 家庭における教育・啓発の推進

- － 青少年のインターネットの適切な利用に関する広報資料を作成・配布。
〔内閣府、警察、総務、文科、経産〕

4. 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

- － 教員の指導をはじめ学校・教育委員会の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」について、新たに高等学校分を追記、公表。〔文科〕

5. 国民運動の展開

- － 安心ネットづくり促進協議会における、利用環境整備に関する目標を共有する国民運動（全国事業）に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務、経産〕

2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

1. 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進

- － 携帯事業者及び第三者機関と連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知及び普及率向上を促進。〔総務〕

2. 携帯電話・PHSにおけるフィルタリングサービスの高度化の推進

- － 携帯事業者及び第三者機関と連携し、多様なフィルタリングサービスの提供の促進に取り組むほか、携帯電話フィルタリングの水準向上等に係る実証実験を実施。〔総務〕

3. フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援

- － インターネット・ホットラインセンターが一般利用者から通報された情報を第三者に提供するための基準を策定し、複数のフィルタリング提供事業者に当該情報を提供。〔警察〕

4. フィルタリング普及促進のための啓発活動等

- － 地方公共団体等と連携して、フィルタリングの普及促進及び適切な利用のための各種啓発活動を実施。〔内閣官房（IT）、内閣府、警察、総務、文科、経産〕

5. フィルタリング普及状況等に関する調査研究

- － 青少年及びその保護者を対象に、「青少年のインターネット利用環境実態調査」を個別訪問方式にて実施。〔内閣府〕

3. 民間団体等の支援

1. 青少年がインターネット活用能力を習得するための活動に対する支援
 - － 地域における取組体制の構築、有害情報に関する普及啓発、ネットパトロール等の地域の実情に応じた取組を17地域で支援。〔文科〕
2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援
 - － 業界団体によるガイドラインの策定や改訂等の取組を継続的に支援するとともに、違法・有害情報相談センターにおける相談業務の拡充・機能強化を支援。〔総務〕
 - － インターネット上の有害情報対策従事者の精神的ストレス状況のチェックシートを公表。〔経産〕
3. 青少年有害情報の閲覧防止措置等に関する民事紛争の解決活動に対する支援
 - － フィルタリング普及啓発セミナーにおいて、ADRの必要性等について調査を実施。〔経産〕
4. 青少年のインターネット上の問題についての相談等に対する支援
 - － 都道府県警察を通じ、サイバーボランティア活動に係る経費の補助等を実施。〔警察〕
5. その他の活動に対する支援
 - － 安心ネットづくり促進協議会における調査活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務、経産、内閣府〕

4. その他重要事項

1. サイバー犯罪の取締り等の推進
 - － 違法情報に係る捜査の効率化を目的とした新たな捜査方式である「全国協働捜査方式」を試行運用するなどサイバー犯罪の効率的な取締体制を強化。〔警察〕
 - － サイバー犯罪に適切に対処するため、「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」の立案を進め、国会提出について閣議決定。〔法務〕
2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進
 - － インターネット・ホットラインセンターを通じた違法・有害情報の削除依頼に努力。〔警察〕
 - － 児童ポルノ流通防止対策専門委員会の活動に協力するとともに、業務マニュアルの作成・提供等、実効性のあるブロックングの導入に向けた環境整備を実施。〔警察〕
3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進
 - － 専用相談電話（「子どもの人権110番」）やインターネット（SOS-eメール）による相談の受付、全国の小中学生への「子どもの人権SOSミニレター」の配布等を実施。〔法務〕
4. 迷惑メール対策の推進
 - － 「チェーンメール対策パンフレット」の配布等、迷惑メール相談センターを通じた周知啓発を実施。〔総務〕
5. 国内外における調査
 - － 青少年による携帯電話等の安全で安心な利用に関する調査、子どもの視点を踏まえたICTリテラシー教育のあり方に関する調査など、継続的な調査を実施。〔総務〕

5. 推進体制等

1. 国における推進体制
 - － 「コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策」及び「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」等に基づき、関係府省庁連携の下、関連施策を推進。〔内閣官房（IT）、内閣府、警察、消費者庁、総務、文科、経産〕
2. 地方公共団体、事業者及び民間団体との連携体制の活用
 - － 都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議を通じた地方公共団体への必要な情報提供を実施。〔内閣府〕
3. 国際的な連携の促進
 - － 経済協力開発機構（OECD）「情報セキュリティ・プライバシー作業部会」における理事会勧告化に向けた検討等を関係省庁と協力して支援。〔総務〕
4. 基本計画の見直し
 - － 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会において、青少年インターネット環境整備法の施行状況に係る検討等を実施。〔内閣府〕